⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	
2～6　［略］	1～5　［同左］
⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書） ［表略］ （記載上の注意） ［1～4　略］ 〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書） ［同左］ （記載上の注意） ［1～4　同左］ 〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書） ［表略］	⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書） ［同左］
⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書） ［表略］ （記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書） ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］
2～8　［略］	1～7　［同左］
4　［略］	4　［同左］